

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業 との調和に関する条例

【手引き】

令和8年4月

【令和8年7月改訂】

御殿場市

目次

I はじめに	1
II 条例の概要	2
1 目的〔第1条〕	2
2 定義〔第3条〕	2
3 適用事業〔第8条〕	3
4 抑制区域〔第9条〕	3
III 再生エネルギー発電事業の手続きについて	5
□届出までの手続き	6
(1) 事前協議(第10条)	
(2) 近隣関係者への説明会(第11条)	
□同意までの手続き	8
(3) 事業を実施するとき(条例第12条1項)	
(4) 事業を変更(軽微な変更は除く)しようとするとき(条例第12条第2項)	
□着工・工事完了時の手続き	13
(5) 事業に着手するとき(条例第16条)	
(6) 事業を中止又は再開するとき(条例第16条)	
(7) 設置工事が完了したとき(条例第17条)	
□事業開始以降の手続き	13
(8) 事業を承継するとき(条例第18条)	
(9) 事業開始後の維持管理に関する報告等(条例第19条)	
□事業廃止の手続き	14
(10) 事業を廃止するとき(条例第16条)	
(11) 発電設備を撤去したとき(条例第17条)	
□その他	14
(12) 侵入防止措置の実施(条例第20条)	
(13) 報告及び立入調査(条例第21条)	
(14) 指導、助言、勧告など(条例第23条・24条)	
(15) その他	
IV 施行期日・経過措置〔附則〕	15
V 必要な手続き・届出等	16
VI 手続き・届出等の書類提出先、注意点とお願い	17
VII 〔参考資料〕主なガイドライン等	18
VIII 〔参考資料〕御殿場市再生可能エネルギー発電事業に係る同意基準(抜粋)	20

I はじめに

再生可能エネルギー発電事業（以下「再エネ発電事業」といいます。）については、固定価格買取制度（F I T制度：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度）の創設、また、環境問題への注目の高まりなどもあり、全国的に太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電設備の導入が進んでいます。

国においては、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、こうした社会情勢等からも、今後、さらに再生可能エネルギーの導入が進むことが考えられます。

再生可能エネルギーの利用は、地球温暖化対策に貢献するものであり、ゼロカーボンシティを目指す本市にとって積極的に取り組むべきものですが、再エネ発電事業の実施に伴い、自然環境や景観、生活環境への影響のほか、災害の発生が懸念されるため、世界文化遺産富士山の豊かな恵みと共生する本市の特性からも、そうした影響等の低減を図る必要があります。

こうした経緯等を踏まえ、本市では、一定規模以上の再エネ発電事業に関し、市への届出や地域への説明を求めるとともに、秩序ある発電事業の実施を促すため、再エネ発電事業を抑制するエリアの指定などを盛り込んだ「御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定しました。

事業者におかれましては、関係法令等及びこの条例を遵守し、ルールに則って適正に再エネ発電事業を行うようお願いします。

この条例は、令和8年10月1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から適用します。

※ 詳しくは、この手引きのP.15、P.17をご参照ください。

Ⅱ 条例の概要

1 目的〔第1条〕

この条例は、御殿場市の美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全並びに地球温暖化防止対策となる再エネ発電事業推進との調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民、事業者、土地所有者及び市が協働して、市民の安全安心及び地域社会の発展に寄与することを目的とするものです。

2 定義〔第3条〕

再生可能エネルギー発電設備 (以下「発電設備」といいます。)	再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」といいます。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光、風力、バイオマスを再生可能エネルギー源とする設備及び系統用蓄電池、これらの附属設備
事業者	①発電設備を設置し、発電、蓄電又は放電を行う事業（樹木の伐採、土地の形質の変更等を含みます。）を計画・実施する者 ②発電設備を維持管理する者 ③これらに関する業務の全部又は一部について委託を受ける者
同一事業者とみなす事業者 (複数の事業者が事業を行う場合)	①複数の事業者が個人であって、2親等以内の関係にある場合 ②複数の事業者が法人又は団体であって、代表者が同一であり、又は構成する役員の半数以上が同一である場合 ③複数の事業者が送電設備を共同で使用する場合 ④その他その実態等から同一事業者とみなすことができる場合
事業者等	事業者又は同一事業者とみなされた事業者
事業区域	再エネ発電事業を行う一団の土地
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者
工事施工者	再エネ発電事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら工事を行う者
近隣関係者	ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権を有する者 イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用賃借による権利又は賃借権を有する者 ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体であって、事業区域内又は事業区域に隣接する土地に所在する団体 エ 再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置ガイドライン」（令和6年2月策定）に規定された周辺地域の住民 オ その他上記と同程度の影響を受けると市長が認める者 【例】「ア」に該当の方が亡くなり、相続がまだ終わっていない場合の親族など

3 適用事業 [第8条]

この条例の規定は、次の（１）、（２）のいずれかに該当する事業に適用するものとする。ただし、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの又は建築物での消費を目的として当該建築物の同一敷地内に設置するものを除きます。

（１）発電出力が10kW以上の発電事業

※ 次の①又は②に該当する場合も含みますので、ご注意ください。

- ①同一事業者とみなされた事業者が、複数の事業区域で事業を行う場合において、当該土地が隣接又は近接（事業区域の境界から概ね100m以内）しており、当該複数事業（電力会社との接続契約が1事業として締結されている事業を含めず）の発電出力の合計が10kW以上となるもの
- ②既に施工が完了している発電設備若しくは施工中の発電設備の変更等を行う事業であって、当該発電設備の変更後の発電出力が10kW以上となるもの

（２）系統用蓄電池を設置する発電事業

4 抑制区域 [第9条]

自然環境、景観、生活環境の保全及び災害の防止のため、次の（１）～（４）の区域のうち特に必要と認めるものを、発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」といいます。）として指定します。

- （１）豊かな自然環境が保たれ、貴重な資源として認められること。
- （２）優れた景観が良好な状態に保たれていること。
- （３）歴史的又は郷土的な特色を有していること。
- （４）土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。
- （５）その他事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがあること。

抑制区域の名称	根拠法令等	地図
国立公園特別地域・特別保護地区	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第21条第1項	A
鳥獣保護区・特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び第29条第1項	A
廃棄物最終処分場（搬入が終了し、廃止手続きが完了した処分場は除く）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項	—
要措置区域	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項	—
地域森林計画により定めた森林区域・保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び第25条第1項	B
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画	C
第1種農地	農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ	—
国指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定及び第109条第1項	D
県指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項及び第29条第1項	D
市指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	御殿場市文化財の保護に関する条例（昭和35年御殿場市条例第12号）第5条第1項	D
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項	—
世界文化遺産の資産範囲・緩衝地帯・保全管理区域	世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル（令和3年4月富士山世界文化遺産協議会）	A E

抑制区域の名称	根拠法令等	
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号	F
景観整備重点地区	御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号）第12条	G
旧宅地造成工事規制区域	令和4年5月27日法律第55号改正告示前の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第3条に基づき静岡県知事が指定し、昭和45年建設省告示第1330号により告示された区域	—
洪水浸水想定区域	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項	H
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条	A
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項	A

◇抑制区域を確認するためのGISやホームページ

A 環境省 環境アセスメントデータベース（EADAS）

<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

B 土地利用調整総合支援ネットワークシステム（国土交通省）

<https://lucky.tochi.mlit.go.jp>

C 御殿場市農業振興地域土地利用計画図

https://www.city.gotemba.lg.jp/sangyou/kanri/assets/uploads/2024/02/keikakufuzu1_240222.pdf

D 指定・登録文化財一覧

<https://www.city.gotemba.lg.jp/kyouiku/d-7/d-7-2/338.html>

E 包括的保存管理計画（本冊）（189頁）

https://www.fujisan-3776.jp/plan/plan/protection/documents/fujisan_main3.pdf

F 静岡県GIS（静岡県）（都市計画情報・土砂災害情報マップ）

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?z=15&ll=35.1797%2C138.9134&t=roadmap&mp=11001&op=70&vlf=000900000000000020>

G 御殿場市景観計画（55頁）

<https://www.city.gotemba.lg.jp/gyousei/kanri/assets/uploads/2016/01/keikan1.pdf>

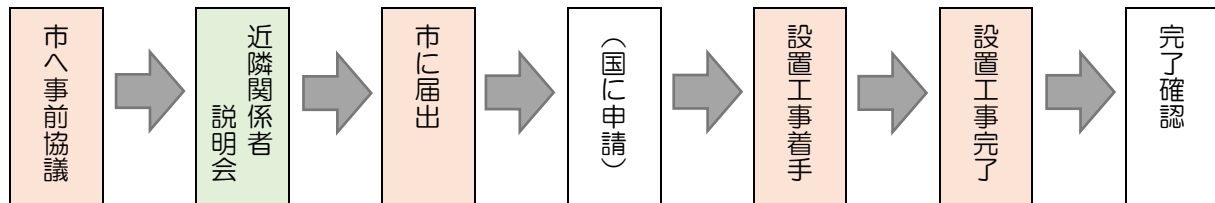
H 御殿場市洪水ハザードマップ

<https://www.city.gotemba.lg.jp/anzen/a-1/a-1-8/1478.html>

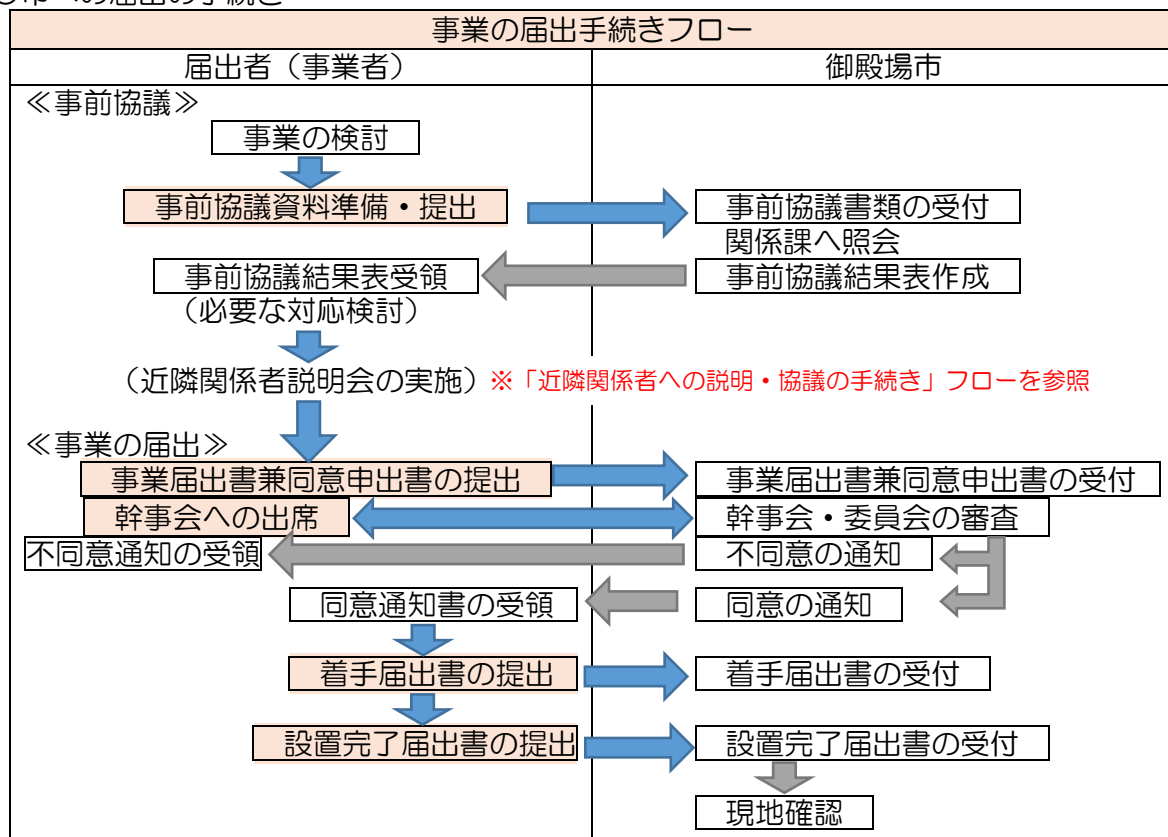
Ⅲ 再エネ発電事業の手続きについて

事業者等は、再エネ発電事業を実施しようとするときは、事前に市と協議し、近隣関係者に対し事業内容等に関する説明会を開催したうえで、市へ届出をする必要があります。（条例第10条・第11条・第12条）

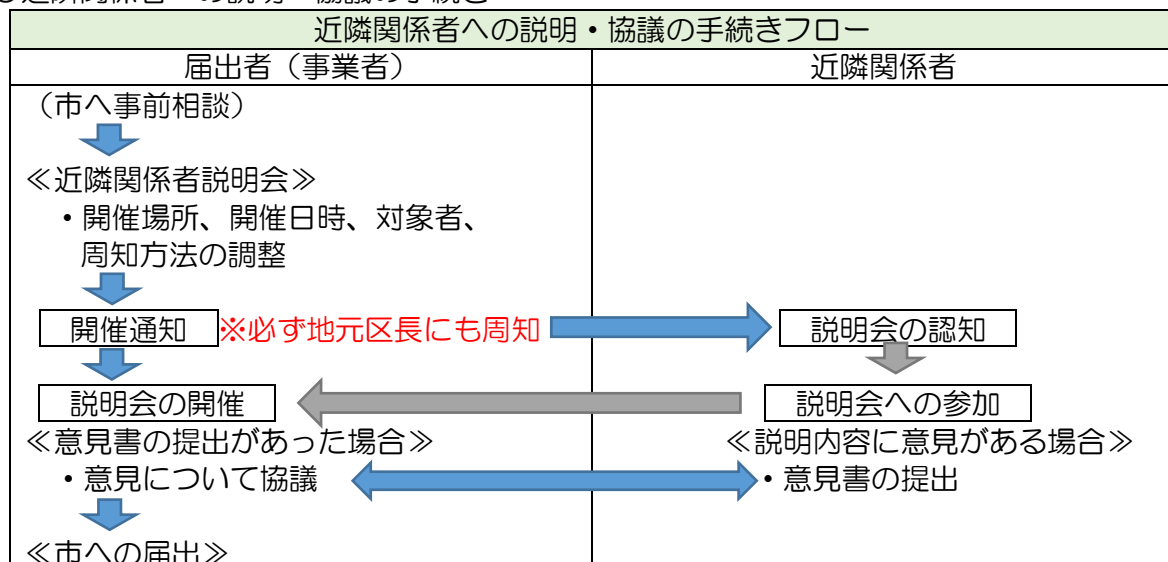
・標準的な手続きフロー



○市への届出の手続き



○近隣関係者への説明・協議の手続き



□届出までの手続き

(1) 事前協議（条例第10条）

【提出期限】再エネ事業に着手又は変更に着手しようとする日の6か月前まで

【提出先】御殿場市環境課

【提出書類】正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

- ① 事前協議書（様式第1号）
- ② 事業区域の位置図
- ③ 現況写真
- ④ 事業区域の土地の登記事項証明書
- ⑤ 事業区域全域の公図の写し
- ⑥ 計画案に係る事業区域内の配置図及び平面図
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(2) 近隣関係者への説明会（条例第11条）

【提出期限】（3）届出または（4）事業変更の届出をする前

【対象者】P.2参照

【説明内容】

- ① 事業区域の範囲
- ② 再エネ発電事業の内容
- ③ 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容
- ④ 再エネ発電事業により自然環境及び生活環境に与える影響
- ⑤ ④の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項

☆近隣関係者から説明会において意見の申出があった場合は、当該近隣関係者と協議を行ってください（施行規則第7条、第8条）

☆令和6年4月の再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）の改正に伴い、再エネ特措法の要件を満たす説明会の開催が必要となったため、それ以降にFIT・FIP制度の事業認定申請を行う場合は、資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」等を確認し、説明会を実施してください。（P.7を参照）

☆FIT・FIP制度の事業認定を受けない場合であっても、本条例の同意を得るためには説明会を事前に実施する必要があります。

☆関係法令に基づく説明会に本条例に基づく説明内容を盛り込むことで同時に実施することは可能ですが、回覧板による資料配布や地区の代表者だけを対象とした説明のみで本条例に基づく説明会を行ったものとはみなしません。

【再エネ特措法に基づく説明会と本条例の説明会について】

条例に基づく説明会に加え、再エネ特措法に基づく説明会（２回）が必要となりますが、その内１回は、条例に基づく説明会と兼ねて実施することができます。

認定申請要件許認可の取得が必要な場合や環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業の場合は、別に説明会が必要です。

詳細は、資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参照してください。

【参考】説明会の内容について

	条例		再エネ特措法
内容	① 事業区域の範囲 ② 再エネ発電事業の内容 ③ 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容 ④ 再エネ発電事業により自然環境及び生活環境に与える影響 ⑤ ④の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置 ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項	１回目	- 再エネ発電事業計画の概要 - 関係法令遵守状況 - 土地権原取得状況 - 再エネ発電事業の設置工事の概要（スケジュール） - 関係者情報 - 安全面の影響及び予防措置 - 景観面の影響及び予防措置 - 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 - 再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置
		２回目	１回目の内容と合わせ、関係法令等（本条例を含む）の許認可を取得し終え、又は届出の手続きが完了したことを説明する。

※条例よりも詳細に説明項目を定めたものが再エネ特措法における要件となっていますので、再エネ特措法の詳細な説明事項について、資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を確認の上、説明会を実施してください。

□同意までの手続き

(3) 事業を実施するとき（条例第12条1項）

【対象事業】P.3の3適用事業を参照。

ただし、次の全てに該当するときは届出のみで工事に着手できます。

＜届出のみで着手できる条件＞全てに当てはまる場合のみ

- (1) 事業区域が抑制区域以外に位置するものであること。
- (2) 発電出力が50kW未満であること。
- (3) 事業区域に隣接又は近接（P.3と同様の考え）する土地に既に届出、同意又は設置されている別の再エネ発電事業（以下「既存の再エネ発電事業」）がある場合において、規則で定める累積的な環境影響が想定される規模未満であること。

「累積的な環境影響が想定される規模」（P.9も参照）とは

太陽光発電で、（A）新たに実施しようとする発電事業と（B）既存の再エネ発電事業の事業者等がそれぞれ別である場合に、（A）と（B）の太陽電池モジュールの面積の合計が12,000㎡又は発電出力の合計が1,000kWのもの

【提出期限】市長が別に定める日（P.9参照）まで

【提出先】御殿場市環境課

【提出書類】正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

- ① 再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申出書（様式第2号）
- ② 確約書（様式第3号）
- ③ 再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第4号）
- ④ 資金計画書（様式第5号）
- ⑤ 説明会実施記録（様式第6号）
- ⑥ 維持管理に関する計画書（様式第7号）
- ⑦ 撤去及び処分に関する計画書（様式第8号）
- ⑧ 意見書（説明会実施に伴い、近隣関係者から申し出があった場合）
- ⑨ 見解書（⑦の申し出に対して行った協議の際に使用した見解書）
- ⑩ 事業者等の住民票の写し（法人にあっては、その登記事項証明書）
- ⑪ 事業区域の位置図
- ⑫ 現況写真
- ⑬ 事業区域の土地の登記事項証明書（事前協議後に事業計画又は登記事項に変更があった場合）
- ⑭ 事業区域全域の公図の写し
- ⑮ 事業区内の配置図
- ⑯ 発電設備の平面図、断面図及び構造図
- ⑰ 関係法令等による許可又は認可等を受けている場合は、当該内容を証明する書類の写し（申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し）
- ⑱ その他市長が必要と認める書類

※⑪、⑮、⑯の書類は事業内容が判別できる縮尺で提出してください。

<累積的な環境影響が想定される規模以上に該当する例>

例 1 (面積)	例 2 (発電出力)
■ 事業者 A の既存設備合計 3,950 ㎡ ■ 事業者 B の既存設備合計 8,000 ㎡ ■ 事業者 C の新規設備合計 100 ㎡ 隣接・近接する別事業者分を含めた事業区域合計が 12,000 ㎡以上となるため、市への届出及び同意が必要です	■ 事業者 A の既存設備合計 490kW ■ 事業者 B の既存設備合計 500kW ■ 事業者 C の新規設備合計 10kW 新規の設備が 10kW であっても、隣接・近接する別事業者分を含めた合計発電出力が 1,000kW 以上となるため、市への届出及び同意が必要です

※事業者が同一の事業者または同一の事業者とみなされる事業者の場合でも同様です。

<市長が別で定める日について>

本条例の手続きのほかに御殿場市土地利用対策委員会の審査を受ける必要があるため、**事業規模が土地利用手続きの対象となる事業は着工の概ね4か月前、それ以外の事業は着工の概ね2か月前までに**書類の提出が必要となります。本条例に基づく届出の提出期限及び審査日時の詳細は、土地利用対策委員会の審査日程と調整したうえで、ホームページで公表します。

なお、再生可能エネルギー発電事業対策委員会の幹事会（☆）に、事業者は出席し、事業計画に対する質疑等へ対応いただきます。

スケジュールの例（1月30日着工の場合）

●土地利用対象事業（事業内容により委員会の審査が省略となる場合があります。）

		10月		11月		12月		1月		
		10	20	10	25	10	20	10	25	30
再エネ事業	届出書提出期限	★								
	幹事会（☆）		★							
	委員会			★						
	同意（または不同意）通知書交付				★					
土地利用	承認申請提出期限					★				
	幹事会						★			
	委員会							★		
	条件措置表交付								★	
着工										★

●それ以外の事業（事業内容により委員会の審査が省略となる場合があります。）

		12月		1月		
		10	20	10	25	30
再エネ事業	届出書提出期限	★				
	幹事会（☆）		★			
	委員会			★		
	同意（または不同意）通知書交付				★	
着工						★

※スケジュールの例のため、実際に公表する日程とは一致しないことがあります。必ずホームページで日程詳細を確認し、計画してください。

(参考) 届出をしようとする事業規模・条件による必要な手続き

◆事業区域が抑制区域以外の場合

	届出をしようとする事業の発電出力 (P.3の適用事業を参照)					
	10kW未満		10kW以上 50kW未満		50kW以上 1,000kW未満	
	累積的環境影響		累積的環境影響		累積的環境影響	
	未満	以上	未満	以上	未満	以上
事前協議	不要	○	○	○	○	○
近隣関係者説明会	不要	○	○	○	○	○
届出	不要	○	○	○	○	○
審査(幹事会)	不要	○	不要	○	○	○
審査(委員会)	不要	○	不要	○	不要	○

◆事業区域の全部又は一部が抑制区域の場合

	届出をしようとする事業の発電出力 (P.3の適用事業を参照)					
	10kW未満		10kW以上 50kW未満		50kW以上 1,000kW未満	
	累積環境影響		累積環境影響		累積環境影響	
	未満	以上	未満	以上	未満	以上
事前協議	不要	○	○	○	○	○
近隣関係者説明会	不要	○	○	○	○	○
届出	不要	○	○	○	○	○
審査(幹事会)	不要	○	○	○	○	○
審査(委員会)	不要	○	○	○	○	○

◆一定規模以上の場合(※)

	風力 高さ20m以上	太陽光 モジュール面積 12,000㎡以上	太陽光 発電出力 1,000kW以上
事前協議	○	○	○
近隣関係者説明会	○	○	○
届出	○	○	○
審査(幹事会)	○	○	○
審査(委員会)	○	○	○

※条例の目的に照らして支障がないと認めるもののみを同意します。

(4) 事業を変更（軽微な変更は除く）しようとするとき（条例第12条第2項）

【提出期限】あらかじめ

【提出書類】 正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

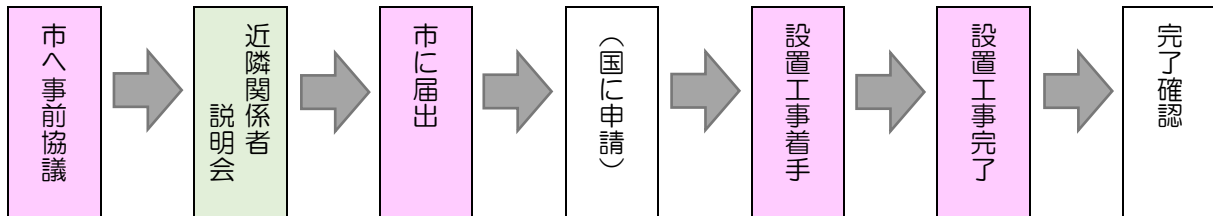
- ① 再生可能エネルギー発電事業変更届出書兼同意申出書（様式第9号）
- ② 当初届け出したもののうち、変更にかかる書類

（②の例）事業者変更の際は、再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第4号）、確約書（様式第3号）、説明会実施記録（様式第6号）等

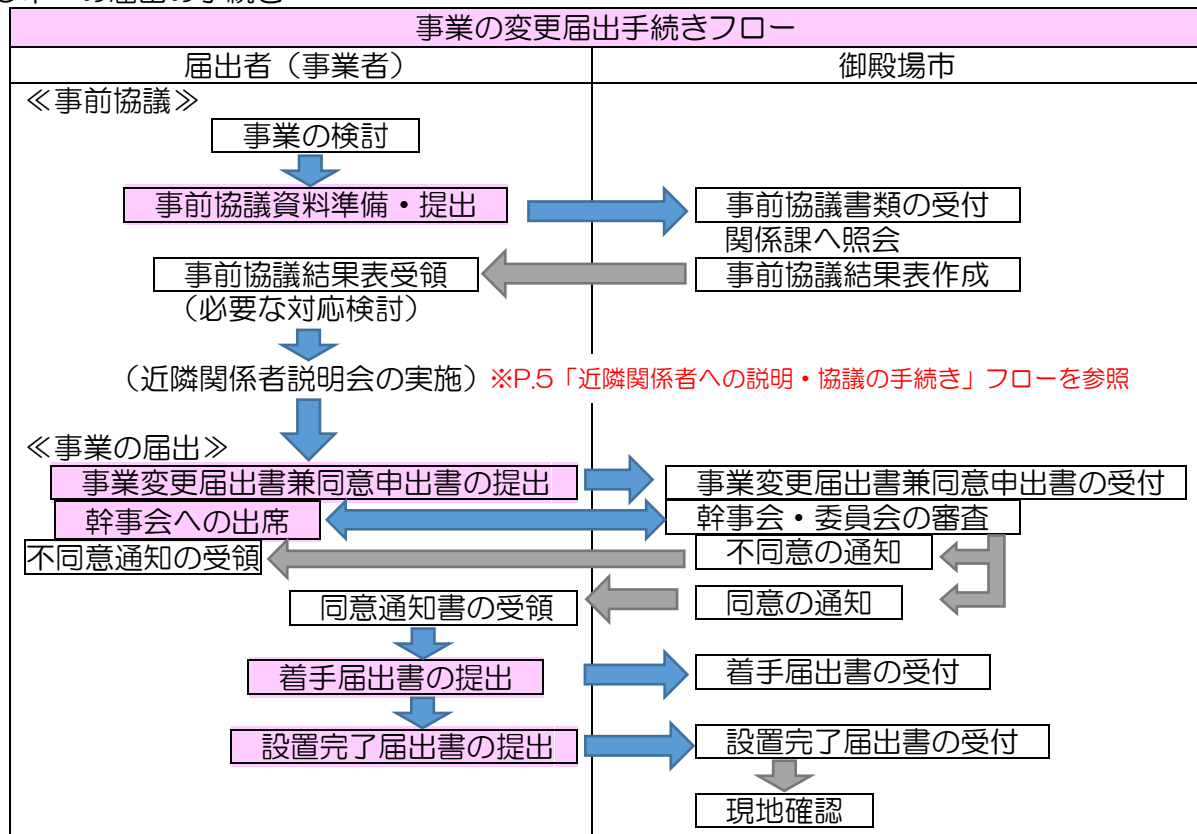
「軽微な変更」は、次の場合を指します。

- (1) 設置工事の着手予定日を変更前の日より後の日にする変更
- (2) 事業の廃止予定日を変更前の日より前の日にする変更
- (3) 事業区域の面積を変更前の面積より減少する変更
- (4) 太陽電池モジュールの総面積を変更前の面積より減少する変更
- (5) 発電設備の高さを変更前より低くする変更
- (6) 上記のほか、市長が認める変更

・手続きフロー



○市への届出の手続き



<同意（不同意）通知について>

（３）届出または（４）事業変更の届出後、条例第１３条の規定による同意の可否を委員会または幹事会で審査し、審査結果に基づき市長が決定し、届出者へ通知します。

同 意の場合：再生可能エネルギー発電事業同意通知書（様式第１０号）

不同意の場合：再生可能エネルギー発電事業不同意通知書（様式第１１号）

【同意基準】

- ①自然環境の維持のために必要な措置が講じられていること
- ②景観の維持のために必要な措置が講じられていること
- ③災害による被害等の発生の防止のために必要な措置が講じられていること
- ④生活環境への被害等の発生の防止のために必要な措置が講じられていること
- ⑤事業計画が、国が定める基準(関係ガイドライン)を遵守したものであること
- ⑥届出者又は工事施工者が資格要件を満たしていること
- ⑦近隣関係者への説明及び協議を適切に行っていること

☆既に着手している事業に関係法令の違反等があり、違反状態が解消されていない場合は、新規の事業計画に同意することができません。

また、次の場合は届出及び事業変更ともに原則として同意しません。

- ① 事業区域の全部又は一部が抑制区域に位置する場合
- ② 太陽光発電事業 太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以上又は発電出力が1,000kW以上の場合
- ③ 風力発電事業 再生可能エネルギー発電設備の高さが20m以上の場合
- ④ 近隣関係者への説明及び協議を適切に行っていない場合

☆この条例の目的に照らして支障がないと市長が認めるものは、この限りではありません。

□着工・工事完了時の手続き

(5) 事業に着手するとき（条例第16条）

【提出期限】 あらかじめ

【提出書類】 正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

着 手：再生可能エネルギー発電事業着手届出書（様式第12号）(50kW未満省略可)

(6) 事業を中止又は再開するとき（条例第16条）

【提出期限】 あらかじめ

【提出書類】 正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

中止、再開：再生可能エネルギー発電事業中止（再開）届出書（様式第13号）

(7) 設置工事が完了したとき（条例第17条）

【提出期限】 完了後10日以内

【提出書類】 正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

再生可能エネルギー発電設備の設置（撤去）完了届出書（様式第15号）

□事業開始以降の手続き

(8) 事業を承継するとき（条例第18条）

【提出期限】 承継した日から14日以内

【提出書類】 正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

①事業承継届出書（様式第16号）

②地位を承継した事業者の住民票の写し（法人その他の団体にあつては、その登記事項証明書）

③地位を承継した事実を証する書類

※発電設備等の譲渡又は相続、会社の合併・分割等による継承をしたときは、速やかに届け出てください。

※事業承継に伴い、維持管理計画・事業終了時の撤去費の計画に変更が生じた場合は、P.11の（4）事業を変更（軽微な変更は除く）しようとするときの手続きが必要です。

(9) 事業開始後の維持管理に関する報告等（条例第19条）

●稼働状況について（年に1度報告）

【提出期限】 設置・稼働後の各年度の翌年度4月30日まで

【提出書類】 正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

再生可能エネルギー発電設備等稼働状況報告書（様式第17号）

※事業者は、保守点検等、計画に基づき適正な管理を行ってください。

●災害等の非常事態により、周辺に被害発生のおそれがある時や被害が発生した時

【提出期限】 直ちに対策を講じて

【提出書類】 正本1部、副本1部提出（副本は受付印押印後返却します）

再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（様式第18号）

※災害のほか、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合には、発電設備の維持管理状況について、報告を求めることがあります。（条例第19条第3項）

□事業廃止の手続き

(10) 事業を廃止するとき(条例第16条)

【提出期限】 あらかじめ

【提出書類】 正本1部、副本1部提出(副本は受付印押印後返却します)

廃止：再生可能エネルギー発電事業廃止届出書(様式第14号)

(11) 発電設備を撤去したとき(条例第17条)

【提出期限】 撤去が完了した日から10日以内

【提出書類】 正本1部、副本1部提出(副本は受付印押印後返却します)

再生可能エネルギー発電設備の設置(撤去)完了届出書(様式第15号)

□その他

(12) 侵入防止措置の実施(条例第20条)

- ・事業区域内に関係者以外が容易に立ち入ることがないようにフェンスを設置する等侵入防止措置及び安全対策を講じてください。

※フェンスの設置に関しては国のガイドラインを遵守してください。

(13) 報告及び立入調査(条例第21条)

- ・市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは事業者、工事施工者、土地所有者その他の関係者(以下「事業関係者」という。)に質問させることができることとなっています。
- ・市の担当職員に報告若しくは資料の提出を求められた場合は、速やかにご協力をお願いします。

(14) 指導、助言、勧告など(条例第22条・第23条)

- ・条例に定める義務を履行しなかった場合、市は、事業者に対し、指導、助言及び勧告を行います。また、正当な理由がなく勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所並びに勧告の内容を国及び県に報告するとともに、公表します。

(15) その他

- ・条例施行日(令和8年10月1日)前に関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている再エネ発電事業(設置工事が完了しているものを含む。)は、経過措置事項に該当します。(条例附則第3項・第4項)

P.15、P.17を確認してください。

IV 施行期日・経過措置[附則]

- (1) この条例は、令和8年10月1日から施行します。ただし、(5)の規定は、公布の日から施行します。
- (2) この条例の規定は、条例の施行日である令和8年10月1日以後に関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行う再エネ発電事業について適用します。
- (3) 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている再エネ発電事業*（設置工事が完了しているものを含む。）は、次の①～⑥の規定が適用されます。

※農地転用申請が受理されている事業、土地利用承認申請が受理されている事業、発電量調整供給契約が締結されている事業、電力需給契約のうち接続契約が締結されている事業 など

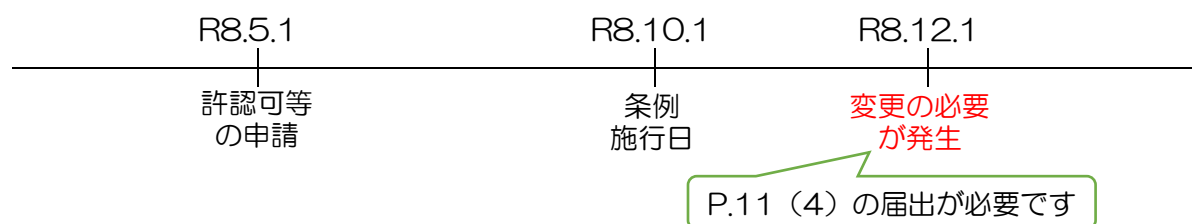
- ①再生可能エネルギー発電事業の承継 [第18条]
- ②維持管理に関する報告（災害時等） [第19条第2項・第3項]
- ③侵入防止措置 [第20条]
- ④報告及び立入調査 [第21条]
- ⑤指導、助言及び勧告 [第22条]
- ⑥公表、国及び県への報告 [第23条]

【例：既に許認可を得ている事業を12/1に承継する場合】



- (4) 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている再エネ発電事業（設置工事が完了しているものを含む。）であって、施行日以後に規則で定める変更をしようとするものについては、この条例の適用となります。

【例：既に許認可を得ている事業の事業区域の面積を増加する変更を行う場合】

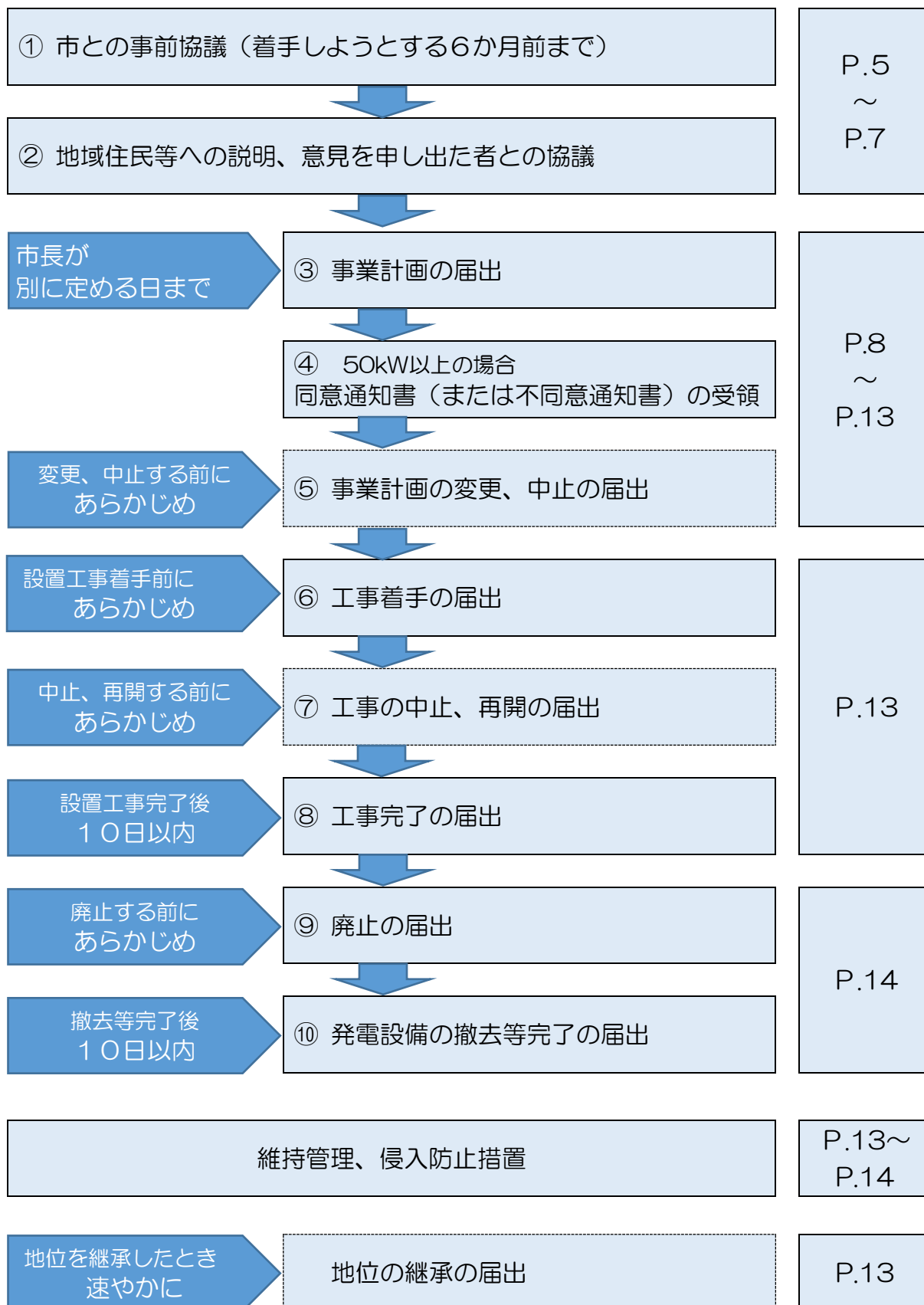


- (5) 次の①～⑦の規定による手続等は、この条例の施行日（令和8年10月1日）前においても、各規定の例により行うことができます。

- ①事前協議 [第10条]
- ②近隣関係者に対する説明 [第11条第1項・第4項]
- ③届出 [第12条第1項]
- ④同意 [第13条]
- ⑤着手、中止、再開、廃止の届出 [第16条]
- ⑥完了の届出 [第17条第1項]
- ⑦指導、助言及び勧告 [第22条]

V 必要な手続き・届出等

手続き・届出等の流れ



VI 手続き・届出等の書類提出先、注意点とお願い

1 手続き・届出等の書類提出先

本条例の規定による手続きや届出等に係る書類は、次の提出先までお願いします。

●提出先

〒412-8601

静岡県御殿場市萩原483番地

御殿場市役所環境市民部環境課

●条例・施行規則・様式の公表場所

市ホームページURL

<https://www.city.gotemba.lg.jp/kurashi/b-11/b-11-4/19935.html>



2 手続き・届出等の注意点とお願い

この条例は、令和8年10月1日から施行します。

このため、この条例の規定は、施行日（令和8年10月1日）以降に、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行う再エネ発電事業について適用することが基本となりますが、事業の承継（第18条）、維持管理に関する報告（災害時等）（第19条第2項・第3項）、侵入防止措置（第20条）、報告及び立入調査（第21条）、指導、助言及び勧告（第22条）、公表、国及び県への報告（第23条）の規定については、施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている再エネ発電事業（設置工事が完了しているものを含む。）の発電事業にも適用することになります。

このほか、この条例の施行日（令和8年10月1日）の後すぐに設置工事に着手しようとする場合などの対応として、この条例の公布日から、事前協議（第10条）、近隣関係者に対する説明（第11条）、届出（第12条）、同意（第13条）、着手、中止、再開、廃止の届出（第16条）、完了の届出（第17条第1項）、指導、助言及び勧告（第22条）の規定による手続き等を行うことができることとしています。

これらの手続き・届出等は、地域理解の確保を図るためにも重要なものとなります。

必要な手続き・届出等を行わない場合や市の求めに応じない場合は、指導や勧告等の対象になり得ますので、関係法令等及びこの条例を遵守し、適正に発電事業を実施いただくようお願いします。

また、自然環境や景観、生活環境の保全のほか、防災や安全対策、地域住民等への対応などに関して、地域との調和が図られるよう、特段の配慮をお願いします。

VII 【参考資料】主なガイドライン等(令和8年3月時点)

1 各省庁作成

ガイドライン等名	発行元	発行年
太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集	環境省	2016 年
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	同上	2020 年
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）	同上	2024 年
太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン	同上	2021 年
事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	資源エネルギー庁	2025 年
事業計画策定ガイドライン（風力発電）	同上	2025 年
事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）	同上	2025 年
電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン	同上	2024 年
廃棄等費用積立ガイドライン	同上	2025 年
再エネ特措法改正関連情報	同上	—
「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」	経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省	2023 年
営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン	農林水産省	2025 年
営農型太陽光発電の実務Q&A（発電事業者向け）	農林水産省	2025 年

2 民間団体作成

ガイドライン等名	発行元	発行年
太陽光発電事業の評価ガイド	評価ガイド普及促進委員会	2024 年
地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2025 年版（本文、技術資料、付録A、付録B）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 外	2025 年
傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2025 年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 外	2025 年
営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2025 年版	同上	2025 年
水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2025 年版	同上	2025 年

ガイドライン等名	発行元	発行年
建物設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2025 年版	国立研究開発法人 新エネルギー・産業 技術総合開発機構 外	2025 年
太陽光発電設備の評価・回復手法の技術情報および利用ガイド2025 年版	同上	2025 年
太陽光発電の直流電気安全のための手引きと技術情報（第2版）	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	2019 年
太陽光発電システムの不具合事例とその対処例	一般社団法人 太陽光発電協会	2020 年
太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について	同上	2018 年
震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点	同上	2016 年
太陽光発電システムの反射光トラブル防止について	同上	2010 年
太陽電池モジュールの適正処理（リサイクル）が可能な産業廃棄物中間処理業者名一覧表	同上	－
住宅用太陽光発電の設計と施工	同上	2023 年
10kW 以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点（第1.0 版）	同上	2015 年
太陽光発電システム保守点検ガイドライン（2019 年改訂版）	一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人太陽光発電協会	2019 年

VII 【参考資料】御殿場市再生可能エネルギー発電事業に係る同意基準（抜粋）

同意基準 1	自然環境の維持のために必要な措置が講じられていること
・ 森林伐採が必要最低限であること。 ・ 動植物、水資源に影響を及ぼさない計画であること。	
同意基準 2	景観の維持のために必要な措置が講じられていること
・ 風力発電設備は、事業ごとに周辺の主要な展望地を市と協議して抽出し、その地点から風力発電設備の視認性が垂直見込角0.5度以下であること。 ・ ふじのくに景観形成計画において定められた景観形成の基準による主要な展望地等から、地域の良い景観資源の眺望範囲に視認できないこと。 ・ 太陽光発電設備は、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にある場合は、景観を維持するため十分な配慮がされていること。	
同意基準 3	災害による被害等の発生の防止のために必要な措置が講じられていること
・ 雨水（※）、斜面、地盤（※）、盛土・切土（※）による被害が生じないよう対策が講じられていること。（※土地利用事業は土地利用対策委員会で審査します） ・ 設備の安定性、工事中の災害防止への対応が講じられていること。	
同意基準 4	生活環境への被害等の発生の防止のために必要な措置が講じられていること
・ 反射光、騒音、振動、電磁波、風車の影について、生活環境への被害がないよう対策が講じられていること。 ・ 工事に伴う粉じんや騒音、振動等による周辺環境への影響に配慮されていること。 ・ 自然災害や火災等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらす事象が発生した場合の対応について、維持管理計画に定められていること。 ・ 事業者が発電設備の設置工事、発電事業を施行する資力、信用等の能力について、自己資金の残高証明等により、資金計画、施工計画、維持管理計画上支障がないと確認できること。 ・ 発電事業終了後の発電設備の撤去及び廃棄物の処分の実施方法及び計画的な費用の確保がされていること。 ・ 第三者が容易に発電設備に近づくことがないよう、容易に取外せない柵塀等を設置するなどの措置が講じられていること。 ・ 風力発電設備は、電波障害や省庁のレーダーや航空機の運用に影響がないこと。	
同意基準 5	事業計画が、国が定める基準(関係ガイドライン)を遵守したものであること
・ 当該事業が、関係ガイドラインの規定に適合しており、関係法令等による許認可等が必要な場合は許認可等の見込みがあること。 ・ 再エネ特措法、関係ガイドラインに基づき、事業の概要について記載した標識が、外部から見えやすい場所に設置されていること。	
同意基準 6	届出者又は工事施工者が次の条件に該当すること
・ 事業を実施するために必要な資力があること。 ・ 既に着手している事業に関係法令の違反等がなく、事業を実施するために必要な信用があること。 ・ 暴力団員等でないこと。	
同意基準 7	近隣関係者への説明及び協議を適切に行っていること
・ 当該事業について、近隣関係者に対し説明会を行っていること。 ・ 説明会にて近隣関係者から意見書が提出された際に、見解書等により協議を行っていること。	

別紙 排水の技術的基準

地域		都市計画区域内・都市計画区域外															
項目																	
準用する基準		都市計画法による開発許可制度の手引き															
計画雨水量		合理式															
計画雨水量(Q)		Q=C・I・A/360 Q:計画雨水量(m ³ /sec) C:流出係数 I:降雨強度(mm/hr) A:排水面積(ha)															
流出係数(C)		<table><tr><th>工種別</th><th>流出係数</th></tr><tr><td>屋根</td><td>0.85～0.95</td></tr><tr><td>道路</td><td>0.80～0.90</td></tr><tr><td>その他不透面</td><td>0.75～0.85</td></tr><tr><td>間地</td><td>0.10～0.30</td></tr><tr><td>芝、樹木の多い公園</td><td>0.05～0.25</td></tr><tr><td>勾配のゆるい山地</td><td>0.20～0.40</td></tr></table> ※太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所：屋根相当 0.95		工種別	流出係数	屋根	0.85～0.95	道路	0.80～0.90	その他不透面	0.75～0.85	間地	0.10～0.30	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25	勾配のゆるい山地	0.20～0.40
工種別	流出係数																
屋根	0.85～0.95																
道路	0.80～0.90																
その他不透面	0.75～0.85																
間地	0.10～0.30																
芝、樹木の多い公園	0.05～0.25																
勾配のゆるい山地	0.20～0.40																
降雨強度(I)		5年確率 90mm/hr(t=10minの場合) I=3,600/(t+30) I:降雨強度(mm/hr) t:流達時間(min)(標準 10min) 10 minによらない場合は別途協議															
流達時間(t)		t=T1+T2 T1:流入時間(min) 平均 7min(草地・樹林地等の算出式あり) T2:流下時間(min)															
流下時間(T2)		T2=L/(60・V) L:水路延長(m) V:流速(m/sec) マニング式による															
設計流下能力		マニング式(タッカー式も可)															
設計流量(Qx)		Qx=A'・V Qx:流下量(m ³ /sec) A':流下断面積(m ²) トラフ等は8割水深、管渠は8割断面で計算 V:流速(m/sec)															
平均流速(V)		V=R ^(2/3) ・I ^(1/2) /n R:径深(m) R=A'/P P:潤辺長(m) I:勾配 n:粗度係数 鉄筋コンクリート管:0.013 硬質塩化ビニール管:0.010 素掘水路:0.035															